

郡山中央指定介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 一般財団法人太田総合病院が開設する郡山中央指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、介護支援専門員、社会福祉士、その他の従業者（以下「担当職員」という）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の提供にあつては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の指定介護予防事業者、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行うもの等と連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 郡山中央指定介護予防支援事業所
- ② 所在地 郡山市鶴見坦一丁目6番36号 橋本地所鶴見坦ビル102号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	常勤	備 考
所 長	1 名	その他職種と兼務。 事業所の担当職員の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握及び高齢者虐待防止対応に関する責任者、その他指揮命令等を一元的に行う。
保健師等	1 名以上	指定介護予防支援の提供に当たる
介護支援専門員	1 名以上	同上
社会福祉士等	1 名以上	同上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日は、月曜日から土曜日とする。

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月31日、1月2日、1月3日及びその他事前に指定した日は除く。

2 営業時間

午前8時30分から午後5時までとする。ただし、土曜日は午後0時30分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とする。

1 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定）に従って実施

2 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定する事業所内、サービス事業所内又は自宅とする。

3 サービス担当者会議について

(1) 開催場所は第3条に規定する事業所内、サービス事業所内又は自宅とする。

(2) サービス担当者会議の開催により、利用者の心身の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

4 担当職員による居宅訪問頻度等

(1) 提供開始月

(2) 提供開始月の翌月から起算して3か月に1回程度

(3) サービスの評価期間が終了する月

(4) 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問するなどの方法により利用者面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合に合っては、電話等により利用者との連絡を実施する。

5 モニタリングの結果記録

(1) 評価は少なくとも3か月に1回

(通常の実業の実施地域)

第7条 通常の実業の実施地域は、金透、薫、赤木、芳山地域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、管理者に連絡をしなければならない。

(虐待防止・身体拘束の禁止のための措置)

第9条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずる。

- (1) 虐待防止・身体的拘束等に関する担当者を選定する。
虐待防止に関する担当者：管理者（所長）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する安全管理対策委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をする。
- (4) 担当職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (5) サービス提供中に、養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）又は当該事業所担当職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに虐待防止のための指針に従い、市町村等への通報を行う。
- (6) 事業所の担当職員は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- (7) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者又は家族等に同意を得るとともにその方法及び時間、理由等を記録する。

(業務継続についての取り組み)

第10条 事業所内における急激な感染症の広がりや、非常災害(自然災害等)の発生においても、非常時の体制で可能な限り早期にサービスの提供再開を図り、切れ目なく業務を実施していくための業務継続計画を策定し、非常時には業務継続計画に従って必要な措置を講ずる。

- 2 担当職員に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 業務継続計画は、定期的に見直しを行い更新する。

(ハラスメントへの対応)

第 11 条 事業所は、担当職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を築くことができるように、職場内及びサービス提供現場におけるハラスメント対策指針及び対応策を策定し、ハラスメント防止に向けた取り組みを行う。

- 2 事業所は、次の行為を組織として許容しない。
 - (1) 身体的な力、危険な物を使って危害を及ぼす又は威嚇する言葉と行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を傷つけるような言葉や態度及びおとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動や行動、好意的態度の要求、性的いやがらせ行為
- 3 ハラスメント事案が発生した場合は、ハラスメント対策指針及び対応マニュアルを基に即座に対応する。
- 4 ハラスメントと判断された場合は、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講ずる。

(衛生管理について)

第 12 条 事業所において、感染症等の発生及びまん延の無いように、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 担当職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- (3) 感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底する。

(その他の運営についての留意事項)

第 13 条 事業所は、担当職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内に実施し、継続研修は年 2 回実施とする。
- 2 担当職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含むものとする。
- 4 郡山中央指定介護予防支援事業所（郡山中央地域包括支援センター）は指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援等の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は郡山市、一般財団法人太田総合病院及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成18年（2006年）4月1日から施行する。

事務所移転により一部改定	平成21年（2009年）4月1日から施行する。
休日変更により一部改定	平成23年（2011年）4月1日から施行する。
法人名変更により一部改定	平成25年（2013年）4月1日から施行する。
人員変更により一部改定	平成28年（2016年）1月1日から施行する。
人員変更により一部改定	平成28年（2016年）4月1日から施行する。
人員変更により一部改定	平成28年（2016年）7月1日から施行する。
人員変更により一部改定	平成29年（2017年）4月1日から施行する。
営業日変更により一部改定	平成29年（2017年）6月1日から施行する。
人員変更により一部改定	平成30年（2018年）4月1日から施行する。
省令改正により一部改定	令和 3年（2021年）4月1日から施行する。
事業所移転により一部改訂	令和 3年（2021年）7月1日から施行する。
第9条の全部改定及び第10条、第11条、 並びに第12条の追加	令和 6年（2024年）6月1日から施行する。